

一般名処方について

当院では後発医薬品の使用促進を図り、医薬品の安定供給を行うための取り組みとして、医薬品の供給状況によって厚生労働省が示している記載方法に準じ、下記のように有効成分の名称にて処方を行う場合があります。

「 【般】 ▲▲▲錠 10 mg 」

「一般名処方」で記載された処方せんは特定の医薬品の安定供給が行えない場合であっても、有効成分が同一である医薬品があれば、安定供給されている医薬品にて患者様へ処方を行うことが可能となります。

また、後発医薬品は先発医薬品よりも価格を安くすることができるため、患者様の負担軽減や、国の医療費の節減につながります。

ご不明な点がございましたら、主治医又は薬剤師にお尋ねください。

なお、令和6年10月より後発医薬品のある先発医薬品(長期収載品)について、医療上の必要性がなく患者様の希望により先発医薬品の処方を行う場合、後発医薬品との差額の一部が「長期収載品の選定療養費」として患者様へ請求されることがあります。

公立那賀病院

作成：医事課 施設基準